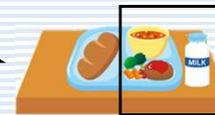


# 給食費について

給食費（ごはん等の主食費、おかず等の副食費）については、遠足代や制服代などと同様に実費徴収の対象となり、保護者の負担になりますが、低所得世帯等については、副食費の免除（助成）制度があります。

なお、通っている施設・事業により給食費の負担の仕方、免除（助成）の仕方が異なります。

副食費は、おかずの材料費のことです。



## 1. 保育所・認定こども園（保育所利用）

### ○0～2歳児

給食費は保育料の一部としての負担となります。

### ○3～5歳児

給食費として実費負担となります。

年収360万円未満相当世帯と第3子以降の子どもは、副食費が免除となります。保護者は副食費を園に支払う必要はありません。なお、原則として申請は不要ですが、和歌山市独自の第3子免除に該当する場合、申請が必要です。

※国の免除制度では、小学校就学前の年長の子どもから数えて第3子以降に該当する場合に免除となりますが、和歌山市では、兄弟の年齢にかかわらず、世帯内で第3子以降の子どもについてすべて副食費を免除としています。

## 2. 幼稚園（新制度移行園※下記3以外の園）、認定こども園（幼稚園利用）

### ○満3～5歳児

給食費として実費負担となります。

年収360万円未満相当世帯と第3子以降の子どもは、副食費が免除になります。保護者は副食費を園に支払う必要はありません。

※第3子以降に該当するかは、小学校3年生までの年長の子どもから数えて第3子以降に該当するかで判断します。

## 3. 幼稚園（新制度未移行園）※日前、おのみなど、信愛、野崎、安原の各幼稚園

### ○満3～5歳児

給食費として実費負担となります。

年収360万円未満相当世帯と第3子以降の子どもは、副食費の助成制度があります。保護者の申請に基づき、年度末頃に園に支払った副食費の一部を払い戻します。

## 4. 預かり保育

預かり保育時間中に提供される給食費やおやつ代は、自己負担となります。免除制度はありません。

## 5. 認可外保育施設等

認可外保育施設等利用に係る給食費等については、自己負担となります。免除制度はありません。